

広告

タ-1(西区二十四軒2の6)、  
 ③は東区民センター(東区北  
 11東7)。  
**対**人工肛門・人工ぼうこうの  
 方(②は20代~50代の方)と  
 家族など。  
**問**身体障害者福祉協会(641)  
 8853

**医療費助成の自己負担上限  
 額が変わります**

8月診療分から変更となり  
 ます。詳しくは、7月下旬に  
 送付した受給者証の同封文書  
 を確認してください。

**対**住民税課税世帯で①重度心  
 身障がい者医療費かひとり親  
 家庭等医療費受給者証をお持  
 ちの小学生以上の方、②子ども  
 も医療費助成受給者証をお持  
 ちの小中学生。

**負担金額**①は入院月額5万7  
 千600円、入院外月額1万4千  
 円(各医療機関3千円)。ただし、  
 院内処方6千円)、世帯入院外  
 年額14万4千円、②は入院5

**内**子どものぜんそくと食物ア  
 ルギー。個別相談あり。

### 家庭医学講座

**問**健康企画課(622)4500  
 1へ。先着

### 手当に関する届け出を

現在、特別児童扶養手当を  
 受けている方には所得状況届  
 などを、特別障害者手当、障  
 害児福祉手当経過的福祉手  
 当を受けている方には現況調  
 查

**内**子どものぜんそくと食物ア  
 ルギー。個別相談あり。

**内**各種コースあり。  
**問**10月2日(月)~11月30日(木)  
 全4回。

**所**身体障害者福祉センター  
 (西区二十四軒2の6)。

**対**障がいのあるパソコン初心  
 者の方6人。

**申**8月1日(火)から区役所など  
 で配布する申込書を、10月開  
 催分は8月31日(木)、11月開催  
 分は9月29日(金)(いずれも必  
 着)まで。**(抽選)**

**問**障がい福祉課(211)2936  
 ￥2千円。

**障がいのある方を対象とし  
 たパソコン講習**

**内**各種コースあり。

**問**区役所(1番)(1番)の保健福祉課

査書などを、8月上旬までに  
 送付します。期間内に届け出  
 がない場合、8月分以降の手  
 当が支給されません。

**問**区役所(1番)(1番)の保健福祉課

**所**医師会館(中央区大通西19)  
**問**健康企画課(622)5151  
 西19)。肺の健康に関心のあ  
 る方、慢性呼吸器疾患のあ  
 方と家族など100人。

**所**不妊専門相談センター。  
**問**8月14日(月)から北海道難病  
 連(512)3233へ。**(先着)**

**呼吸引ハビリ教室**

**日**9月23日(祝)13時~16時。  
**所**WEST19(中央区大通  
 西19)。

**内**健康寿命がテーマの講話な  
 ど。  
**問**8月26日(土)13時~15時30分。  
**所**わくわくホリデーホール  
 (中央区北1西1)。

**市民医療フォーラム**

**内**健康寿命がテーマの講話な  
 ど。  
**問**8月26日(土)13時~15時30分。  
**所**市立札幌病院地域連携センター(726-2211)  
**内**健康寿命がテーマの講話な  
 ど。  
**問**8月26日(土)13時~15時30分。  
**所**市立札幌病院地域連携センター(726-2211)  
**内**健康寿命がテーマの講話な  
 ど。  
**問**8月26日(土)13時~15時30分。  
**所**市立札幌病院地域連携センター(726-2211)



## 健 康

# がんの豆知識

## 患者サロン

今回の  
テーマは

### 患者や支える方同士の交流の場

本人、家族など同じ立場の人が集まり、  
 がんに関することをテーマを決めずに自由に語り合える場です。市立札幌病院を  
 含めたがん診療連携拠点病院のほか、患者会などで定期的に開催されています。

### 各サロン独自の多様な取り組み

交流会のほか、病状の変化や治療に関する講座、ヨガ教室などを開催。詳細を各病院HPなどで確認の上、ぜひ気軽にご参加ください。



**問**市立札幌病院地域連携センター(726-2211)

申し込み時の  
必要事項

①行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢  
⑤電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

高額介護合算療養費

国民健康保険または後期高齢者医療制度では、同じ世帯かつ同じ制度の被保険者全員の1年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が下表の基準額を超えたときは、その超えた額を支給します。

問市役所(1ジ)の保険年金課

所 得 区 分	自己負担額の合計の基準額		
	国保・69歳以下	国保・70歳以上	後期高齢者
①住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方		67万円	
世帯の各加入者の所得から33万円を控除した金額の合計が			
②901万円を超える世帯	212万円		
③600万円を超える901万円以下の世帯	141万円		
④210万円を超える600万円以下の世帯	67万円		
⑤世帯全員が住民税非課税	34万円	31万円	
⑥⑤のうち、次のいずれかに該当する方。 Ⓐ世帯全員が所得0円(公的年金等控除80万円として計算)、Ⓑ老齢福祉年金を受給		19万円	
①～⑥に該当しない方	60万円	56万円	

\*平成28年8月～平成29年7月末の自己負担額を基に計算

介護保険

△高額介護(予防)サービス  
8月以降、利用者負担段階

保険・税金



問市コールセンター(222)  
4 8 9 4

風しんの抗体検査  
市内に居住し、過去に風しん抗体検査や予防接種を受けたおらず、病歴のない方で、妊娠を希望する女性、風しん抗体価が低い妊婦のパートナー。

日所

8月1日(火)～来年3月31日(土)。市内の指定医療機関。

風しんの抗体検査

が第4段階の方の月額負担額を3万7千200円から4万4千400円に引き上げます。ただし、世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は年間44万6千400円の上限を設けます。詳しくはお問い合わせください。

問区役所(1ジ)の保健福祉課

HP  
へ市・道民税の申告を▼

市・道民税の申告がない方で必要と思われる方に申告書を送付します。申告をお忘れの方は、市税事務所へ申告書を提出してください。また、1月1日現在、市外に居住している方が、市内に家族の住む住居などを有している場合や、居住区とは別の区に個人事業を行うための事務所を有している場合などは、均等割額の負担がありますので、該当する方は申告してください。

問市税事務所(左下表)の市民税課

△個人市民税▼  
配偶者控除及び配偶者特別控除について、平成31年度から

工事完了後3ヵ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。  
問市税事務所(下表)の固定資産税課

内 記入し、8月14日(月)から産業振興センター(820)3220、Esemina

8月30日(水)10時～12時15分。

内 さまざまな分野で活躍する先輩起業家との交流会。(17ジ)。

△高額介護(予防)サービス  
8月以降、利用者負担段階

△入札期間競り売り(動産、自動車) 9月11日(月)、12日(火)、13日(水)、入札(不動産) 9月11日(月)～19日(火)。

△納税指導課(211) 2292、2293

△税課  
△住宅の固定資産税を減額▼  
△バリアフリー改修を行つた住宅の固定資産税を減額されます。

8/31(木)は  
市・道民税  
(第2期分)  
の納期限です

△納税に関する  
ご相談は  
市税事務所  
納税課(左表)へ

△軽自動車税▼  
△新車登録した一定の環境性能を有する二輪以上の軽自動

△修工事を行つた住宅のうち、長期優良住宅の認定を受けた住宅に対する減額措置を創設します。

△国民年金に未加入の方へ▼  
△固定資産税▼  
△国民年金は、原則20歳以上一定の企業主導型保育事業などの用に供する家屋などの課税標準の特例割合を3分の1とします。

△国民年金  
△固定資産税  
△国民年金は、原則20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。厚生年金に加入している方を除き、未加入の方は、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。

問税制課(211)2282、HP

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		市民税課	固定資産税課	納税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3914	211-3918	211-3913
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3914	207-3918	207-3913
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3914	802-3918	802-3913
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3914	824-3918	824-3913
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3914	618-3918	618-3913

2、FAX(820)3220、Esemina

内 さまざまな分野で活躍する先輩起業家との交流会。(17ジ)。



女性起業家交流会



問区役所(1ジ)の保険年金課

△国民年金に未加入の方へ▼  
△固定資産税▼  
△国民年金は、原則20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。厚生年金に加入している方を除き、未加入の方は、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。

車について、それぞれ翌年度の軽自動車税を軽減します。